

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第 10 回 委 員 会 議 事 録

日時：平成20年2月29日（金）
15：00～17：00
場所：岐阜県議会 西棟 第1会議室

司会

それでは定刻となりましたので、ただいまから「第10回岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を開催させていただきます。

出席委員のご紹介につきましては、お手元の配席図をもって代えさせていただきます。

なお、稲葉委員と加藤委員につきましてはご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。また森委員につきましては、若干お遅れになられるとのご連絡をいただいております。

続きまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

<配布資料確認>

なお、本日の会議におきましては、傍聴希望者が6名あり、会場の収容を十分満足していますので、あらかじめ委員長の了解のもと入場していただきましたことをご報告いたします。

<注意事項（携帯電話、私語の禁止）>

本日の委員会は午後5時の終了予定でございます。
それでは堀内委員長、よろしくお願いたします。

委員長

それではよろしくお願したいと思います。本日は委員会の最終的な報告書、これは案ですが、これについて検討いただきます。前回の委員会では報告書に盛り込む内容と、報告書の骨子ですね、これを検討いたしまして、報告書のとりまとめをワーキンググループにお願したということでございます。その後ワーキンググループで精力的に取りまとめ作業をいただき、作成されました報告書案について、これはすでに皆様方に送られております。その際、意見がある場合はあらかじめ提出いただきたい、そういう旨を連絡してございます。本日は時間も限られておりますので、事前に提出いただいた意見とワーキンググループでのとりまとめの過程で出された意見を中心に検討していきたいと思っております。なお、本日の会議終了時には知事も出席されるということでございます。

それでは早速ですが次第に沿って進めさせていただきます。

次第の2、報告事項として「第9回委員会議事録について」等を事務局から報告願います。

事務局

<報告関係資料集 報告資料1、2の説明>

委員長

それでは早速議事に入りたいと思っております。

冒頭に申し上げましたように、議事資料1の最終報告書案はワーキンググループにおいて取りまとめさせていただきました。

そこで、まず守富副委員長から、報告書案の概要、ワーキンググループで取りまとめられる過程で出された、いろいろな意見等について説明させていただきます。よろしくお願いたします。

副委員長	<議事関係資料集 議事資料1の説明>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありましたいろいろな項目について、特にワーキンググループでポイントとなった部分については、各委員はしっかりと確認していただきたいと思っております。</p> <p>兼松委員から出していただいた資料について、その趣旨を簡潔に説明していただけますか。</p>
兼松委員	<p><議事関係資料集 議事資料2の説明></p> <p>日本の環境アセスメントは、事業の概略が固まった段階でのアセスメント実施です。しかし環境影響評価法制定以前から、これでは「事業内容に反映されにくい」との指摘がありました。ところが制定された法はその不備を乗り越えることができませんでした。</p> <p>一方、世界の流れは計画段階でのアセスメント（戦略的アセスメント略してSEA）の実施です。日本でも東京都や埼玉県、京都市などはいくつかの公共事業でSEAを実施しています。</p> <p>官民の設置を問わず産業廃棄物処分施設は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に影響を与える可能性の高い施設であること ・閉鎖後も、産業廃棄物は撤去されずにそこに残るという特殊性 <p>こうした点から、SEAの最も必要な施設です。</p> <p>岐阜県においても世界的な環境影響評価の手法であるSEAを実施していく必要があります。以上の理由から、とりわけ産業廃棄物処分施設の設置において、SEAを実施していく必要があります。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。兼松委員の指摘はごもっともで、先ほどの戦略的環境評価、これが世界的な底流と言いますか、環境アセスメントをする場合に事業の概略が決まってからでは遅いので、これまでのようなやり方ではだめで、事前に入れるべきだというような提案をされてます。ここの委員会で考えたフローに取り入れていくべきだということで先に提案があったことの紹介になります。ありがとうございました。</p> <p>それから、そういった意見以外に、これまでに案に関して意見書が堀委員の方から出ております。堀委員からいただいた資料を説明していただけますか。</p>
堀委員	<追加資料 意見書の説明>
委員長	<p>堀委員自らもおっしゃいましたが、これを今いじると、全体的に今日とても案ができなくなりますので、今言われたところのリスクの関係のあるところ、括弧するなどして、そういうような表現を入れるか、リスクの項目を、括弧して。そうするといわれていることと同じ事だから。4ページでしたかね。</p>
堀委員	<p>4ページの表現は「仕組みとなっていない」というよりも、「この仕組みが十分に機能していない」という表現にしたほうがいいですね。それでなんとか対応できると思います。</p>
委員長	<p>そういうような形で、できるだけこの原本はいじりたくないの、事</p>

務局、今のところよろしく。

副委員長

堀委員、どうもありがとうございました。集中して読みなおしたつもりだったのですが、確かに全体の並びから言うとそういう意見もあるかなとは思いますが。ただ、この施策を考えるときに、リスクコミュニケーションは一つの手法として考えていますので、最初のイントロに持ってきてしまうと少し流れが違ってくるかなと思います。あくまでも現状認識としてはそうした三者（住民、業者、行政）のコミュニケーションがとれていないという事実であり、リスクは進めなきゃいけない。問題提起を最初に述べ、公共が積極的に関与すべきひとつの支援策としてのリスクコミュニケーション、これもカタカナを使って、また怒られるかもしれませんが、一応、ひとつの手法と考えて来ましたので、ワーキンググループの方としても、この格好でいきたいと思います。いじりたくないというのも本音なんですけれど。それがひとつ。

それから給付のところですが、確かに堀委員から前々回の委員会するとき、あるいはワーキングのときに給付って言うのはどうもわかりづらいのではないかとの意見が出たんですが、中間報告等を含めて、これまで規制、支援、給付という格好で意見を揉んできた関係上、ここでまた用語を変えてしまうのは変だろうということで、給付はそのまま使わせていただきたく、括弧書きで「設置運営」という言葉にしたわけです。むしろ委員の皆さんからどちらかに絞れと言われれば検討したい。

堀委員

「給付」の項で、括弧書きで「設置・運営」とありますが、本文中では「実施」となっていて、設置・運営は文章の中に全然出てきません。ですから、この括弧書きはあまり意味がないので削除するか、「設置・運営」か「実施」のどちらかに統一された方がいいんじゃないかと思えます。今まで使っていますので「給付」を残すのはやむを得ないと思えます。

副委員長

そこは検討させてもらいます。

それからもうひとつ、「廃掃法」の話が出ましたけれども、ここも文章を、案を作る時に非常に悩んだのですが、「法」とつuitた場合には廃掃法を原則とする。あえて「廃掃法」という言葉が出てくるところは、その前後に「リサイクル法」とか別の法律が入ってきた場合でして、あえてそれと区別する場合には「法」と書かずに「廃掃法」としています。それと、全体の統一、まだ抜け落ちがあるかもしれませんが、一応考え方としては最初に提起した「廃掃法」なるものは、「法」として、全部入れていくと結構くどくなります。それで法律がいくつか重なっている場合は「廃掃法」として限定して使っていると、そういう用語の使い方になっていると思えます。もしそこが間違っていれば、またこちらも見直してみますが、そういうことでご理解いただければと思います。

委員長

堀委員、どうもありがとうございました。

他にご意見等々ございますか。私これから、この全文をみんな一項目ずつ、細かくはやりませんが確認する必要があるんで、ずっと流していきたいと思えますが、それ以前にここはどうしても修正したいということがおありでしょうか。もしあれば途中のところでも結構です。そこで意見を出していただきたい。よろしいでしょうか。

それでは長時間になりますけれども、ご協力をよろしくお願いします。

森朴委員

委員長、一通り全部やっていただいからにしませんか。途中で脱線すると夜中まで帰れませんので。

委員長

それでは一通り流させていただきます。

<議事関係資料集 議事資料1に沿って、概略の説明>

ずいぶん長かったんですけども、最後の方には2年間にわたって、この委員会で検討しました諸問題、他府県でここまでやられているかどうかわかりませんが、私、委員長の立場から見ましても、ずいぶん各委員、それから県職員の方も、委員の意見の要請に従ってデータを整理していただき、本当に細かいところまでの点を指摘していただいた形になっていると思います。それから普段のこういう産廃問題、あちこち紛争とか起きてきてますが、そういったものを関係者の間での問題として報道されること、あるいは紹介されることが多いですが、ここでは関連するいろんな立場の人たちを一堂に会して、それぞれの県民のレベルで自分たちの考えを述べていただいた。それが実は県に要望することであり、県がそれを理解した上で、これに関連する事業を実施してもらいたい、というようなことがまとめられていると思います。願わくば、この案を、答申を謙虚に理解されて、良い環境行政を実施していただくようにこの委員会としては願うばかりです。

一応こういった内容の報告となっておりますが、ご意見ありましたらお願いしたいと思ひます。皆さんには資料をお配りして、細かく読んでいらしていただいとおると思ひんですが、なおかつ追加すること等ございましたらお願いしたいと思ひます。

森朴委員

処理業者の立場で参加させていただきまして、一言お礼を申し上げたいと思ひます。廃棄物処理を業としておる多くの事業者がこの数年来、大変苦しい思いをしながら事業を続けてきたことが、ようやくこの検討委員会等によって、本来なすべき責任と、またこれまで果たしてきた役割が正当に評価していただいたと思ひしております。委員長はじめとする先生方、市町村長、それから排出事業者の方々、あるいは同業の処理業者の方々、そしてなにより市民団体ということで、日ごろ立場が全く違うように思われてきた皆様方と、いろいろ2年間に渡ってお話をする中で、多くの貴重なアドバイスをいただきました。このようなまとめをいただいた委員長に、改めましてお礼を申し上げますと共に、県がここで得られた貴重な提言をぜひとも積極的に施策として推進していただきたいと思ひます。以上でございます。ありがとうございました。

委員長

ありがとうございます。他にどなたかございませんか。どうぞ、兼松委員。

兼松委員

提言に反映していただきたいということではなくて、堀委員から出された意見についての、私なりの考えです。本心配られた内容の修正部分1、「リスクコミュニケーションの構築のための支援」についてです。

リスクコミュニケーションはいろいろなところで言われ、使われていますが、どこまできちんとなされているのか疑問があります。法律の範囲内でこう処理すれば安全だと定められているから、そのように処理すればよいとされてきたものが、ある日突然変わることがあります。アスベストがよい例です。しかしアスベストは、過去のある時期危険性が指

摘されながら、国によって放置されました。B S Eや放射線の低線量被曝もよく似た経過をたどっています。

リスクコミュニケーションを行う人自身が、現状の科学の知見の範囲内で語り合っているに過ぎないという謙虚さを持つことが必要です。

こういうことをどこまで責任を持って県としてきちんとやっていけるか、ということ考えた時に慎重に考えていかなければならない問題だと思っています。こうした視点から私は堀委員が提案しておられる方法で位置づけることに反対です。

委員長 ありがとうございます。兼松委員の説明にあった、リスクコミュニケーション、これにつきましても、この原案で述べていますように、すべて公開と透明性をもって県は対応すべきだということ、それを大事にしてもらいたい。

兼松委員 公開と透明性についてですが、その透明性の中身が、説明する人自身がどれだけ理解しているかが重要なポイントだと思います。

委員長 そうですね。他にございますでしょうか。

小林委員 環境に対する考え方の違いがあるということ、ここの中で私はいろいろと学ばせていただきました。ただ、ひとつ言えることは、アスベストとかダイオキシンとか新しい危険性が出てきた場合に、やはりあるところまで科学が進んで危険であるとか危険でないとかってということがわかることは、今の社会ではやむ得ない部分です。そのことを話題にするリスクコミュニケーションは、私は関係者のより良い関係を構築するために、ひとつの手段としてこれから用いていくべき方策だと考えています。そのリスクコミュニケーションの中身を理解できるかできないかっていうことは、これから私たち市民がどのくらいそれに対して学んでいくかということにかかっています。そういう学び方や知識を広報していくということで広報の章立てができたと思っていますので、その部分をもっとこれから県のほうに責任をもって方法を考えていただきたいというふうに考えています。それともうひとつ、私は戦略的アセスメント（S E A）というところで、どうしようかなと今思ったんですけども、一言だけ。先に資料が付いていましたので、同じ資料の中で、傍線のところ以外、後ろから2番目くらいのところですけども、主要諸国では、政府機関の上位計画、政策段階での戦略的環境アセスメントの取り組みが進みつつあり、わが国でも、このような段階で環境配慮の方策を検討することが必要であるというふうに書いてあります。

委員長 兼松委員の資料ですね。

小林委員 はい、兼松委員の資料です。
それで、私がちょっといろんなところで調べた限りでは、S E Aは国などの上位の施策で用いるということです。今度の提案にこれを用いることが本当に民間に対してフィージビリティ（feasibility：実行可能性、実現可能性）があるのかどうか、今回は別のことだと思います。それでも、これをそのまま民間に、もし当てはめた場合、その資金力であるとか大きさであるとかいうところの実現可能性がどうであるかということも、また、このことはほかの提案についても本当は検討しなければいけなかったところではないかと考えました。以上です。

委員長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

後藤委員

失礼します。環境保全協会でございますけれども、先ほどいろいろまとめていただいた中にごさいましたように、私どもは廃棄物の、森朴委員の方のグループと、私どもは製造業と中間処理、あるいはそれ以外の業者の方々もいらっしゃるわけで、一生懸命取り組んではおりますけれども、最近法令を遵守しているということにつきましてははですね、講習会を1回ならず、2回3回とやっておりますね、みんながそれを十分理解できるようにしていくということ、一生懸命これからやっつけていこうじゃないか、ということがまずひとつでございます。そして先ほど文書にもございましたが、県のほうから支援をお願いできると、どちらにしましても、非常に零細業者が多いわけでごさいます、単独ではなかなかやりにくい、適正な処理ができにくいというところもあるやというふうに思うわけでごさいますけれども、そういう所に対しては県の方から施策、あるいは支援をお願いできるといことであれば非常にありがたいということでごさいます。そして不適正処理ということにつきましては、これも十分、関係の部署からパトロールしまして、そしてとにかく不適正なことのないように一生懸命PRに努めておるといことでごさいます。何にしましても広報委員会というのがごさいますので、こういったものを通じて、皆さんに遵守していただけるような方策を一生懸命やりつつあるということでごさいます。そんなようなことをちょっと報告申し上げます。

委員長

ありがとうございます。森委員、お願いしたいと思っております。

森委員

「終わりに」は上手にまとめてあってね、この通り、賛成です。ついでですから感想を。僕は充て職で市長会の会長が今年ですので、期間の途中から参加して、あまり出席できずに、まず恐縮でございます。まず「終わりに」は非常によくまとめてありますね。従って、私は了解いたします。ただ「経過」の中で3つくらい感想を申し上げますと、本当にインセンティブなしでできるものかどうかと。私の県会議員18年、行政経験11年の経験ではね、なかなか大変だと思いますよ。どうしてかと言いますと、私は産業廃棄物をやったことはございせんが、一般廃棄物等ですがね、最後の住民までずっとコミュニケーションを図って、ぎりぎりのところまで対話するんですよ。なんでも、ぎりぎりのところまで。最後のところで住民側から出てくるのがね、だいたいインセンティブですよ。そのインセンティブというのはね、決して悪いことばかりじゃないですよ。と言いますのはね、例えばこの付近にこういう迷惑施設が来るんで、同時並行して、この付近を美しくしてくれんかと、建物を建てるとかそういうことじゃなしにね。たとえば穴ぼこの道路をきれいにしてくれとか、荒れた農地を何か知恵がないとか。住民側から出てくるんですね。私はそれをいろいろ相談してね、大部分やることにしてるんですよ。そうすると結果的に、その地域が良くなるわけですからね。というふうに思った。インセンティブを一概に否定して果たしてできるものかという疑問を持ちました。

もうひとつ、これは僕が情報不足ですから、地球環境村についての認識がね、僕は地球環境村に直接タッチしたことはございせんし、新聞等の資料ですから、頭の中にあるのは、わかりませんが。地球環境村が、山県郡高富（現山県市）じゃなかったですか、ですから、私はよ

く知らない、新聞情報だけの話で恐縮ですが、あれが潰れた原因は多分ね、いろいろインセンティブを言われても、それでも嫌だということだ
と思うんですね、私は。いったん行政が飲んだんでしょ、確か、そうじ
ゃない。私の記憶ではいったんまとまったんじゃないかな。それでその
後また、反対運動が起きたんじゃないですか。あるいはその認識は間違
っていたとしても、多分ね、いったんは合意すれすれのところまで行き
かけたんですよ。それがまたパンクしたんですよ。それでもああいう迷
惑施設は嫌だというのが住民なんですね。そういうふうに思います。

それから全体的にね、終わりのページを見ましてほっとしましたがね、
県がちょっと引っ込み思案ですよ、この問題については。そういう感想
を持ちました。しかしそれは、終わりでちゃんと修復しましたから、ま
あ、良いですよ。以上です。

委員長

ありがとうございました。ただいま知事が到着されました。それで、
知事より一言頂戴したいと思いますが、知事よろしいですか。お願いい
たします。

古田知事

皆様、長い間のご検討、大変ありがとうございました。到着するなり、
県が引っ込み思案だということだけ聞かされたものですから、何か言いた
い気持ちもありますけれども、ちょっと前後左右がわかりませんので、
その辺はスタッフにお任せするとして、今日は私は一度お礼に参上した
いということ、かねてから言っておりましたところ、一通り議論が終
わった時が良いのではないかとということでございましたので、こういう
タイミングで参上させていただきました。

この分科会と言いますか、合わせて23回ですかね、大変な頻度で、
しかもかつてないような手法も駆使をして、そしてまた、これまで必ず
しも同じテーブルについてこられなかった方々が一堂に会して、率直に
徹底した議論をするという、そういう試みでございましたし、私自身も
お名前はよく伺っておりましたが、今日、直にお目にかかるのは初めて
の方もおられるわけですが、大変いつも議事録を楽しみに読ませ
ていただいております、そういう意味では、この検討会が産業廃棄
物処理の問題について、新しい基軸になってきたのではないかと
いうことで、大変感謝しておる次第でございます。何と云っても、私も着任を
して、総点検をさせていただくなかで、地球環境村についてはいろいろ
と反省すべき点があるということで、ではどうするのかという問題と、
それと並行して、御嵩の問題について、どういう形で決着を付けるかと。
このふたつが私自身の頭の中でありまして、御嵩の問題も逐次、この場
でご報告させていただいたと思いますけれども、前に向かって進んでお
りますので、そんなことで、この検討委員会はいろんな意味でインパ
クトの大きい委員会だったというふうに思っております。私どもとしては、
このご議論の結果を具体的な政策に移してナンボということでございま
すので、すでに予算面に反映させていただいておるものもございませ
し、条例の改正ということにも手をつけたいと思っております。ただどう
しても、両論併記的なところが残るようでございますし、ちょっと前後の
文脈はわかりませんが、県が腰を引き過ぎておるとい部分もあるよう
でございますので、改めて最終報告を3月にいただけるということで
ございませので、届いた報告を私なりにまた、熟読させていただいて、次
の施策に移させていただきたいと思っております。

私の率直な気持ちとしては、せっかくここまでやっていただいて、報
告書が出来上がったから解散というのは、ちょっともったいないないとい

う気持ちがございまして、私は非常にいろいろとお願いをして、いろんな結果を出していただける方々には、常に引き続きのご支援をお願いをするというのを原則としておりますので、こういう良い会はそう簡単に解散してはいけないのではないかという気持ちを前々から持っておりまして、この辺につきましても、冗談じゃないと、どこまでこき使ったら気が済むのかと、いうふうにおっしゃられる方もおられますが、そう言われれば言われるほど、こき使いたくなるというのも、人間の常でございまして、そういったことも含めて、またご相談させていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても1年半になりますかね、長い間大変な頻度で、ありがとうございました。私自身も本来でありますれば、毎回参加させていただいて、すべての議論に参加させていただいたらよろしかったんですが、ひたすら議事録を楽しみに、結果を見てスタッフとよく、あれやこれや議論をさせていただいておりますので、そういうことで熱い思いで見させていただいたことだけ申し上げたいと思っております。本当にありがとうございました。

委員長

ありがとうございました。
どうでしょうか、知事さんがおられますが。田辺委員。

田辺委員

すみません、知事さんがいらっしゃるの、お願いしたいことがあるんですけども。16年ほど不法投棄の問題で監視活動をやっているごみGネットというところなんです、毎年、県の方とお話しさせていただくときに、職員の方がしょっちゅう変わっていらっしゃる、昨年のことはわかりませんっていうのを言われて、ずっと終わってしまってる状況があるんですね。ですから、職員は2年とか3年は最低でも続けて同じところにいていただいて、状況を把握していただきたいと思ってるんですね。私たちにしてみたら、一番ゼロの地点から監視をしていて、5メートル6メートルになる山盛りの産廃を見ているんですけど、職員にしてみたら、5メートルのところからしか見てなくて、変わってないってことをおっしゃるんで、それでは話にならないっていう状況がいっぱい起きております。ですから、出来ればわかってる方に残っていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

ありがとうございます。では堀委員。

堀委員

私も感想ですけど、途中で交代して1年間だけでしたが、最後に非常にいい形で報告書をまとめていただいたと感謝しております。これまでの議論の中で、「広報」をひとつの章立てにしてほしいとか、不法投棄というのは根本的に別の問題であるという基本スタンスであってほしいとか、なおかつ不法投棄に対してはこうでなくちゃならないという考え方をまとめてほしいとか、いろいろ発言させていただきました。それらを報告書の中に皆取り入れていただき、非常にうれしく思っています。その中で特に議論になっていたのが、産業廃棄物処理施設の建設に当たっての地元との合意形成の段階で、今まで県が全くノータッチであったということです。その形が明らかになり、それに対して県がどうあるべきかということが、かなり厳しく提言に盛り込まれたということです。この点で非常に前向きになったと思っております。これから先は県の仕事で、手続き上非常に難しい問題は残っているとは思いますが、積極的に取り組んでいただけることを期待しております。いずれにしても、この報

告書、非常にうまくまとめられていてありがたいと思っています。以上です。

委員長

副委員長、ひとことお願いします。

副委員長

本当に皆さん、どうもありがとうございました。今読みなおしてみると、まだ言葉の足りないところ、少なくともワーキングの方で皆さんから出た意見も膨大な意見でして、それを逆に言うと、これだけの物によくまとまったな、というのが率直な、個人的な感想です。ただ、こうやって全体をまとめて見てみますと、やはりアンケートデータの使い方は気になります。アンケートデータと例えば住民の意識のズレ、さっきから出ているように、どうやって「広報」として伝えていくかっていうところでも、アンケート結果からすると、やはり必ずしも皆さんわかっていないんだなと思いました。業界の方自身も産廃の処理について知らないことがある。啓蒙の必要性や法律の遵守の必要性等々のところも書かなくてはいけないと思います。ただ、県の方としては公共の関与としてはそのあたりのガイドラインというか、合意形成も含めてですけども、積極的に関与していただくこと、指導、教育、広報、それから合意形成の過程でのガイドライン等々、積極的に関与するってことが重要ではないかなと思っています。

それで、最後の「終わりに」ですが、先ほど市長の方からも最後はいんじゃないかなって話だったのですが、もうひとつあえて付け加えさせていただくとしたら、私は付け加えなかったですけども、中間報告の時もそうでしたけれども、いわゆる岐阜型と言いますか、岐阜モデルと言いますか、岐阜から発信できるような、とかく御嵩にしても椿洞にしても、悪い方のイメージで岐阜県は取られることが多く、そういう意味では県の、行政の方が積極的に絡んで、やる気を前に見せるように、産廃に対してやっていくんだという姿勢を求める文言が一言あってもいいのかなと思っておりました。ただそこまで書きますと、書きすぎかなと思って書かなかったんですが、いずれにしても岐阜モデルって言いますか、岐阜型のこうしたやり方が広く認知されて進んでいけばよいと思っています。

ぜひ、次の委員会で。知事の方からはぜひというのがありましたけれども、私はこれで降りたいなと思っておりますし。ただ一番問題になったのは、やはり条例の改正についても法律の方に入っていたかなくちゃいけないし、広報のところでも、今日はメディアさんがたくさん来ておられますけれども、ぜひメディアの方も入っていただきたい。何をどういうふうに伝えていくかっていうのを、私はここでメディアの方からも意見を聞きたいところなんです。報道されるときは、どうも問題になったところだけがなされて、良い業界・業者もあること、優良なところもあるんだということを伝えて欲しい。さらにもっと積極的に、産廃は必ずしも悪い方向だけではないことも。片面で見ているというところがありますので、そのあたりのところをメディアの方に入っていて、どう広報していったらいいのかと、あるいは教育委員会の人にも入っていて、どう教育の現場でやっていけるのかと、そういったような委員会をぜひ立ち上げていただければというような印象は持ちました。以上です。

委員長

ありがとうございました。

知事は大変お忙しいのですが、この機会を利用して、この委員会では

すね、広く一般市民に公開されておりました傍聴の許可もしております。もし傍聴の中で意見がありましたら、知事の前で一言、意見を聞きたいと思っておりますので、どなたかおられますか。

傍聴者

大野と申します。

第2回以降、すべて傍聴させていただきました。大変熱心にご討議ただいて、それぞれの文言ですすね、ほぼ案がまとまった。でも、ひとつですすね、最も問題になった住民同意、同意書ってものの手続きについては両論併記という形になりました。それで、この形で提言されますと、行政の方ではその取り扱いをどうするかっていうのが、非常に難しいのではないかなと、具体的にですすね。だから、同意書が必要だった場合にスムーズな処理施設ができるような形の同意書をどう作るか、あるいは同意書がいらぬということであれば、地域関係住民のその施設に対する同意を、どういう形で形成させるか、そういうところをですすね、できれば具体的に討議いただけたら、もっと行政としては判断のしやすい提案になったのではないかなという認識を持ちました。従って今まで大変熱心にやっていただいたんで、今の提案が良いとか悪いとか言うんじゃないで、出来れば先ほど知事さんもおっしゃいましたので、そういう観点からですすね、行政がどっちを取ったらいのか迷うような提案では、なかなか行政さんは動きませんので、だからどっちかでもいいんですよ。いわゆる住民が安心な施設を作るっていうのは、誰がどう考えても必要ですから、むしろ同意書があるかないかで良い設備ができるできないっていうふうに判断するのは、むしろ短絡的ですから、そこに私は委員の知恵をね、足していただきたい。従って先ほど、まだ同意の問題だけではなくってね、広報の問題もあるし、いろいろな問題もありますから、むしろ関係される方が入ってですすね、ぜひそういう討議、まあ、私も自分の考えと違う方といっぺんゆっくりと話しがしたいなあと何度思ったかしれませんが、そういうですすね、この問題に本当に真面目に関心を持っている人たちがですすね、岐阜県の将来をどうするかと、そういう高い見地から真摯に話し合えるような場を、今後作っていただけたら、より良い、先ほど副委員長さんがおっしゃったように、岐阜からのメッセージが出せる案ができるのではないかなとそんなふうに思いました。以上です。

委員長

ありがとうございます。同意のところに関しては、大変難しいのはすでに皆さんわかっているんですが、どの方法で行くかというのはその時の状況とか場所とか、いろんなことで判断しなくちゃいけないんだろうと思います。その判断は古田知事の行政手腕で、うまくいくようにお願いしたいと思います。

ここで、知事が大変お忙しいということで、お話の途中ですが、そろそろ公務の予定が迫っているということです。来月、最終報告書を提出させていただきますので、ぜひその内容については前向きな態度で取り上げていただきたいと言うのが、私たち委員の願いでございます。ひとつよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

古田知事

遅れてやってきて、早く帰るっていうのはどうも好きじゃないんですけども、抛所無いことがございますことと、あちこちで喋りすぎておりました、声が出なくなっておりました。来週、県議会で答弁できるんだろうかと、ちょっと心配しているんですけども、5年に1回、声が全く出なくなるのが私の健康のサイクルでして、ちょうど5年前に同じ

事が起こりましたので、来週は多分、声が出ない状態でしばらく続きますので、今日はそういう意味では、最後の声を張り上げて、御礼を申し上げさせていただくということでございます。どうもありがとうございました。

委員長

事務局のほうから、何か皆さんに連絡するようなことはありますでしょうか。大丈夫ですね。

だいたい時間がまいりまして、長期間に渡って、審議に参加していただき、ありがとうございました。本日決定した報告書は今日の審議を踏まえて、文言等を修正しまして、各委員には確認していただいた上で、正本として後日県に提出したいと思っておりますのでご了承をお願いします。

それでは進行を事務局にお返しします。

事務局

どうもありがとうございました。

これをもちまして「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を閉会させていただきます。

なお報告書は、ただいまございましたように、後日委員長、副委員長により知事に提出していただくことを予定しておりますが、日程等は改めまして委員の皆様方にお知らせしたいと思っております。

また、本日のご議論を踏まえて修正した報告書、それから本日の議事録につきましては、近日中に委員の皆様を確認をさせていただきます。よろしく願いいたします。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第10回委員会出席者名簿

■委員

【出席委員】

堀内孝次（岐阜大学応用生物科学部教授）
守富 寛（岐阜大学大学院工学研究科教授）
小林由紀子（環境カウンセラー、環境市民ネットワークぎふ）
田辺桜子（NPO法人ごみGネット）
兼松秀代（放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜代表）
堀 義博（社団法人岐阜県建設業協会環境委員会委員）
後藤利夫（社団法人岐阜県産業環境保全協会副理事長）
森朴繁樹（岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長）
森 真（岐阜県市長会会長）

【欠席委員】

加藤光貞（元岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長）
稲葉貞二（岐阜県町村会会長）

出席者数： 9名

欠席者数： 2名

■事務局

高田幸三（岐阜県環境生活部長）
古田常道（岐阜県環境生活部次長）
正木秀明（岐阜県環境生活部廃棄物対策課長）
奥村政文（岐阜県環境生活部不法投棄監視課長）
市原 裕（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
大坪敬明（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
ほか事務局担当者